附属機関等の運営に関する基本事項

（令和3年4月1日時点）　　【所管局：生活文化局】

機関名称	東京都個人情報保護審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都個人情報の保護に関する条例第25条
設置年月日	平成3年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る審査庁からの諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて個人情報保護に関する事項について実施機関に意見を述べる。
委員数	12人 （　うち、女性委員数　5人　）
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシーを保護する必要がある。条例第25条の8により審議は非公開と規定されている。審議の際は非開示部分等の妥当性をインカメラにより検討しており、会議及び議事録を公開することとなると、その非開示部分が公開となり、審議の性質にそぐわない。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	個人のプライバシーを保護する必要がある。条例第25条の8により審議は非公開と規定されている。審議の際は非開示部分等の妥当性をインカメラにより検討しており、会議及び議事録を公開することとなると、その非開示部分が公開となり、審議の性質にそぐわない。
備考	
HPのURL	https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/kojin/index2.html
問い合わせ先	生活文化局広報広聴部情報公開課 電話番号：03-5388-3135　FAX番号：03-5388-1338